

## 県政参与要綱

### (目的)

第1 この要綱は、県政参与を委嘱することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 県政参与は、県政における重要な政策課題等に関し、知事及び職員に対し大局的見地から個別に助言等を行う。

### (委嘱)

第3 県政参与は、幅広く高度な識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

### (委嘱期間)

第4 県政参与の委嘱期間は2年とする。ただし、県政参与を再び委嘱することは妨げない。

### (費用弁償の支給)

第5 県は、県政参与に対し費用弁償を支給することができる。

### (守秘義務)

第6 県政参与は、その知り得た秘密を漏らしてはならない。県政参与を退いた後も、また、同様とする。

### (雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、県政参与に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。